

平成 16 年 1 月 29 日

近 畿 財 務 局

地 域 金 融 の 実 態 と 課 題

【財務局長会議（金融庁）報告】

- 昨日、金融庁において、財務局長会議が開催され、地域経済と金融について、各財務局長からの報告及び討議が行われました。
- 近畿財務局からは、「地域金融の実態と課題」と題して、別添のとおり報告しております。

【お問合せ先】

金融監督第 1 課 上田

TEL 06-6949-6369

地域金融の実態と課題

I. 管内の金融情勢

1. 地域への資金供給状況

(1) 資金供給: 景気は緩やかながら回復基調にあり、中小企業の資金繰り判断や金融機関の融資態度判断も、足元、良化傾向であるが、不良債権のオフバランス化や前向きな資金需要の低迷(注)の影響もあり、中小企業向け貸出残高は減少傾向にある。

(注) 設備資金を必要とするのは財務内容の良好な企業が多く、また、概ねキャッシュフローの範囲内。一方、運転資金についても、売上減少もあり需要増加は見られず、赤字運転資金等の後ろ向き資金への需要が中心となっている。

(2) メガバンク等の行動: メガバンクは14年度下期以降、プライシングの強化から量確保の動きに転換。不良債権処理に伴う債務者選別の動きも 14 年度がピークだったと考えられるが、貸出金残高は依然減少傾向にある。こうした中、りそなグループは経営再建に当たって「取引先の早期再生に向けての支援」を基本方針としているが、地域の関係者は、現状、その影響を見極めている段階。

(3) 地域金融機関の動き: 都銀の債務者選別強化の一方で、都銀以外との安定的な取引を望む顧客層の存在を背景に、主に都市周辺の産業集積地域で、大手地銀を中心に活発な動きが見られる。

2. 管内金融機関の抱えるリスク要因

(1) 不良債権問題: 不良債権残高および不良債権処理額は、全体では昨年度から減少傾向に転じている。また、個別に見てもほとんどの金融機関で業務純益の範囲内での処理となっており、不良債権問題は今年度でピークアウトするとの見方が多い。

(2) 市場リスクへの対応: 貸出の低迷・預金の増大に伴い各金融機関の債券運用は増大。近時の金利上昇局面では、保有株式との逆相関、デュレーションの短期化などによって大きな影響は受けていないものの、引き続き注視を要する。

3. ビジネスモデル改革

(1) リストラ・経営資源の配分見直し: 各金融機関とも、個別経費の節減などのリストラは進んでいる。加えて、リレーションシップバンキングの機能強化の過程で、収益期待

分野・地域への経営資源の傾斜配分や事務のアウトソーシングなど、効率化に向けた新たな取組みも見られる。

- (2) 無担保・定型審査商品の販売:「中小企業向け無担保ローン」の販売や「私募債」の受託・引受けなど、新たな中小企業金融への取組みは順調に滑り出している。

(注) 管内地域金融機関の実績(残高、億円)

	13年3月末	15年9月末
中小企業向け無担保ローン	1,453	2,665
私募債	242	576

- (3) 事業内容の適切な評価:外部専門家の活用や目利きのできる専担部署の設置など、各金融機関は、事業内容の適切な評価と融資の掘起しに向けて体制整備に努めているが、その実効性について、今後具体的な進捗状況を注視していく必要がある。
- (4) ネットワーク・ノウハウの活用:金融機関の有するネットワークを活用したビジネスマッチングや財務分析ノウハウを活用した財務診断サービスの提供などの取組みが見られる。利用者の中にもこういった動きを評価する声も出てきているが、地域活性化に向け更に発展させていくことが重要。
- (5) 業務の再構築:人員構成の見直しやデータベースマーケティング・システムの導入などによりビジネスプロセスの見直しに取組む動きもある。しかし、企業セクターが、生産・流通・組織の見直しを大胆に進展させ、体質強化を進めてきたことを勘案すれば、金融セクターにおいても、収益・経費構造やリスクコントロール手法等ビジネスモデルそのものの更なる改革が重要。

II. 地域再生

1. 地域金融の役割

- (1) 金融セクターの安定化:地域再生は企業の自立・自助努力が基本。したがって、地域金融の果たすべき最も重要な役割は、企業活動を容易にするための信頼の確保と安定した資金供給。これに加え、再生・新規創業支援等における金融機関自身の取り組みと地域との連携が重要。当局管内の金融セクターの安定化は、全体としては大きなリスクが存在しているわけではなく、着実に進んでいる。
- (2) 利用者の評価:利用者側からは、依然、金融機関の融資態度が厳しいとの指摘がある一方、最近時は「財務内容・経営計画がキチンと説明されれば相談に乗るような金融機関が増えてきた」との評価もある。

2. 再生・健全化支援

(1) 金融機関の取組み:機能強化計画の進捗状況で報告されたランクアップ実績をみると、再生・健全化支援は着実に効果を上げている。内容的には、資産売却や経費節減などの財務リストラが中心。

(2) 地域の取組み:「中小企業再生支援協議会」や「元気出せ大阪ファンド」などの地域の取組みでは、短期間ながら多くの相談実績を有している。現状、利用する企業・金融機関双方に「活用するのが適当なケース」のイメージが掴みきれていないところもあるが、相談から具体的な支援につながる実績を積み重ね、利用メリットの浸透を図ることが必要。

3. 新規創業支援

(1) 金融機関の取組み:預金取扱い金融機関として、「実業」「ローテク」レベルはともかく、ハイリスクのベンチャー企業への対応については限界もあり、直接金融での対応充実も不可欠。一部の地域金融機関は、地域貢献の枠組みの中で、ベンチャーキャピタルやファンドなどを通じた出資や一定の枠内での融資で対応している。また、技術力や事業化可能性の評価や信用補完の問題については、外部機関や公的機関との連携・協調により克服しようとする動きもある。

(2) 地域の取組み:企業側にも「事業の将来性について適正な評価がされない」という不満があり、貸し手・借り手双方とも、事業を評価できるシステム・人材を必要としている。

産業クラスターサポート金融会議では、一部の参加機関で「補助金つなぎ融資制度」が創設されたほか、さらに金融支援を後押しするため近畿経済産業局と連携した「目利き評価機関」創設の検討が進められている。

4. 直接金融市場

(1) ベンチャーへの資金供給:間接金融での資金供給には限界があり、ベンチャーファンド等による直接金融での対応を活発化させることが重要。近時、リレーションシップバンキングでの取組みもあって、地域金融機関の一部では、ベンチャーファンドに対する出資の増加やプロパー融資との連携などの動きが見られる。ただし、現状、ベンチャーファンド等への資金の流れは十分とは言えず、企業、金融機関、機関投資家などからのリスクマネーの供給を更に活発化させていくことが重要。

(2) 中小企業の過小資本問題:いわゆる「家業」に対しては直接金融の活用は難しく、間接金融での対応が必要。一方、独立した法人として事業を展開し、更なる発展を目

指している中小企業については、過小資本を解消する手段として直接金融は有効な手段であり、市場や制度も含め、環境整備を進める必要がある。

5. ネットワークの活用

産学官との連携やビジネスマッチングなど、地域が持つ技術評価や事業化ノウハウと金融機関のノウハウを結びつけ、地域のネットワークを活用して資金調達に繋げようとする動きが見られる。

また、地域においても、例えば、関西に人材・研究施設が集積しているバイオ事業の支援について、地元の会計士・弁理士・弁護士が「バイオサポーターズ三会協議会」を設置するなど、そのノウハウの集積を高めている。

技術とノウハウと資金、企業・大学・公的セクター、間接金融と直接金融等、全体のネットワーク強化を図っていくことは極めて重要。その際、財務局としても単に受け皿の整備のみならず、これが現実に機能するよう活動していくことが不可欠。

(以上)